

報告第8号

令和3年度大村市下水道事業会計予算の
繰越額の使用に関する計画について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を別紙のとおり報告する。

令和4年6月10日提出

大村市長 園田 裕史

令和3年度大村市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						繰越工事資金	企業債	国庫支出金	損留益勘定金		
1 資本的支出	1 建設改良費	広域化・共同化下水道事業	円 20,000,000	円 0	円 20,000,000	円 0	円 9,000,000	円 10,000,000	円 1,000,000	円 0	下水道事業認可の手続きに不測の日数を要したため。
		未普及解消下水道事業	510,882,422	132,085,664	194,330,000	34,577,000	81,749,000	56,256,000	21,748,000	184,466,758	地元との調整に不測の日数を要したため。
		浸水対策下水道事業	284,188,000	96,215,243	145,256,000	12,485,000	65,360,000	58,243,000	9,168,000	42,716,757	地元との調整に不測の日数を要したため。 また、国の令和3年度補正予算(第1号)の活用で年度内の事業完了が困難であったため。
		改築更新下水道事業	401,320,000	101,616,728	159,966,000	0	29,791,000	74,350,000	55,825,000	139,737,272	国の令和3年度補正予算(第1号)の活用等で年度内の事業完了が困難であったため。
		大村湾南部流域下水道事業	5,600,000	648,309	2,456,000	0	0	0	2,456,000	2,495,691	大村湾南部流域下水道事業(県営事業)が繰越となったため。
合	計		1,221,990,422	330,565,944	522,008,000	47,062,000	185,900,000	198,849,000	90,197,000	369,416,478	

令和3年度大村市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						繰越工事資金	国庫支出金	損留	益保勘資 定金		
1 資本的支出	1 建設改良費	改築更新 下水道事業	円 614,644,772	円 454,644,772	円 160,000,000	円 103,116,000	円 48,884,000	円 8,000,000	円	0 大村浄水管理センター汚泥移送電気設備改築工事において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、電子部品の納入が遅延したことから、機器製作に不測の日数を要し年度内の完了が困難となったため。	